三　当該事業基盤強化計画に係る事業基盤強化による生産性の向上が、市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

四　当該事業基盤強化計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

五　次のイ及びロに適合するものであること。

イ　市場の状況に照らして、他の造船等事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ　関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

六　第二項第三号に掲げる内容として第二条第一項の施設の新設、譲受け若しくは借受け又は第三条第一項の設備の新設、増設若しくは拡張に関する事項が記載されたものであって、第二条第一項又は第三条第一項の許可を受けなければならない場合にあっては、第四条第一項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

七　事業基盤強化計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項各号のいずれにも適合するものであること。

5　国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る事業基盤強化計画の概要を公表するものとする。

第十三条中「前二条」を「前三条」に、「外」を「ほか」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「尽された」を「尽くされた」に、「あつた」を「あった」に改め、同条を第三十七条とする。

第十二条の二中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「、第六条又は第十一条」を「又は第五条」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第三十六条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条中「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二　第二十三条第一項の規定による届出をしないで事業基盤強化促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第十一条の二を第三十二条とし、同条の次に次の一条及び章名を加える。

（経過措置）

第三十三条　この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第十一条の次に次の二十条及び章名を加える。

（事業基盤強化計画の変更等）

第十二条　前条第一項の認定を受けた造船等事業者（以下「認定事業基盤強化事業者」という。）は、当該認定に係る事業基盤強化計画を変更するときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2　国土交通大臣は、認定事業基盤強化事業者がその認定に係る事業基盤強化計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業基盤強化計画」という。）に従って事業基盤強化を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　国土交通大臣は、認定事業基盤強化計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定事業基盤強化事業者に対して、当該認定事業基盤強化計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　国土交通大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5　前条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（施設等の新設等の許可の特例）

第十三条　造船等事業者がその事業基盤強化計画について第十一条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。次条において同じ。）を受けたときは、当該事業基盤強化計画に基づき実施する施設の新設、譲受け若しくは借受け又は設備の新設、増設若しくは拡張であって、第二条第一項又は第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、これらの規定により許可を受けたものとみなす。

（産業競争力強化法の特例）

第十四条　造船等事業者がその事業基盤強化計画（第十一条第三項第三号に掲げる事項が記載されているものに限る。）について同条第一項の認定を受けたときは、当該造船等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定（同法第二十四条第一項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなして、同法第三章第二節（同法第三十五条から第四十五条までの規定を除く。）、第百四十四条第一項、第百四十七条第一項及び第二項並びに第百四十八条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（公庫の行う事業基盤強化促進円滑化業務）

第十五条　公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第十七条第四項第三号ロに規定する指定金融機関に対し、認定事業基盤強化事業者が認定事業基盤強化計画に従って行う事業基盤強化（生産性の向上及び船舶等の品質の向上に資する取組が国内で行われるものに限る。同条において同じ。）のために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（次条、第二十条第一項及び第二十六条において「事業基盤強化促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

（事業基盤強化促進円滑化業務の実施に関する方針）

第十六条　公庫は、基本方針に即して、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、事業基盤強化促進円滑化業務の実施方法及び実施条件その他の事業基盤強化促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針（以下この条及び次条において「実施方針」という。）を定めなければならない。

2　公庫は、実施方針を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3　公庫は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、実施方針を公表しなければならない。

4　公庫は、実施方針に従って事業基盤強化促進円滑化業務を行わなければならない。

（指定金融機関の指定）

第十七条　国土交通大臣及び財務大臣は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、認定事業基盤強化事業者が認定事業基盤強化計画に従って行う事業基盤強化のために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「事業基盤強化促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、事業基盤強化促進業務を行う者として指定することができる。

一　銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二　次項に規定する業務規程が、法令並びに基本方針及び実施方針に適合し、かつ、事業基盤強化促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三　人的構成に照らして、事業基盤強化促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。